

平成28年度

国・県の施策及び予算に関する提案・要望

山 梨 県 町 村 会

平成28年度 国・県の施策及び予算に関する提案・要望

1 町村自治の確立について	1
2 町村財政基盤の強化について	2
3 地方創生の推進及び人口減少社会対策について	4
4 防災・災害対策の強化について	6
5 情報通信基盤整備による地域間情報格差の解消について	8
6 国民健康保険の安定運営の確保について	9
7 生活保護申請期間における不当利得の返還金支払対応について	11
8 地域医療の充実について	12
9 がん検診及び定期予防接種に対する財政支援について	13
10 乳幼児医療費助成事業費補助金の拡充について	14
11 医療費助成制度の窓口無料化に対するペナルティの廃止について	15
12 介護保険事業の国庫負担等の拡充について	16
13 農業振興地域制度について	17
14 森林の保全対策について	18
15 林業・木材産業の振興及び特用林産物の生産振興について	20
16 野生鳥獣被害対策の継続強化について	22
17 道路網の整備促進について	23
18 治山治水事業の推進強化について	25
19 上水道・下水道事業の安定的な経営確保について	27
20 社会資本整備総合交付金の充実について	30
21 空き家対策の推進について	31
22 教育環境の充実について	33
道路整備箇所	35
河川整備箇所	39

1 町村自治の確立について

【提案・要望の要旨】

国と地方が真に対等・協力の関係のもと、基礎自治体である町村の更なる自主性・自立性を高めた分権型社会の構築を推進すること

【現状と課題】

- 平成12年の地方分権一括法施行後、町村は、基礎自治体として地域の実情に沿った個性あふれる行政を主体的に展開していくこととなりました。
- しかしながら、町村を取り巻く状況は、過疎化、少子高齢化及び人口減少の進行並びに地域産業の衰退など依然として厳しい状況にあり、主体的な行政経営ができているとは言えません。
- このような状況に適切に対応し、町村が発展し続けるためには、基礎自治体を中心とする地方公共団体が、税財政を含めた中で、自主的かつ自立的に行政を担うことができる仕組みに転換する必要があります。
- こうした中、地方分権改革における、地域の実情を考慮した「提案募集方式」については、町村からの提案は、可能な限り採択し、また、国が従前から検討している権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等については、引き続き国自らが検討し、町村に権限を移譲する場合には、人件費を含めた財源も一体的に移譲する必要があります。
- 今後も引き続き、国と地方が真に対等・協力の関係の中で、実効ある対話を積み重ね、結果として目に見える形で成果を上げ、さらなる町村の自主性・自立性を高めた分権型社会を構築していく必要があります。
- 一方、道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、また、財源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏がますます豊かになり、財源や投資力に乏しい農村や山村との地域間格差は一層拡大し、加えて、道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念があります。したがって、これらの状況を招く道州制は、導入してはなりません。

【具体的提案・要望内容】

- 1 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限移譲の推進
- 2 義務付け・枠付けの廃止・縮小と法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大
- 3 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化
- 4 町村へ権限を移譲する際の人件費を含めた必要となる財源の一体的移譲
- 5 道州制の非導入

2 町村財政基盤の強化について

【提案・要望の要旨】

町村税源の充実及び地方交付税の所要額を確保すること。また、地方の安定的な財政運営や円滑な事業執行に必要な総額を確保すること

【現状と課題】

- 町村は自主財源が乏しい中、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められており、住民ニーズに即応した諸施策の推進等、厳しい条件の下、自らも積極的に行財政改革に取り組んでいるところです。
- このような中、地方分権の推進のためには、安定的かつ税源の偏在性が少ない地方税体系を早期に構築するなどの財政基盤の強化が必要であるとともに、町村間の税源が偏在する中で、国が町村に一定の行政水準の確保を求めている以上、地方交付税制度における財源保障と財源調整の二つの機能を十分に発揮することが不可欠です。
- 町村にとって固定資産税は、極めて重要な財源です。雄大な富士山の眺望や緑豊かな自然、首都圏からのアクセスの良さも相まって町村には多くの別荘が建てられています。これらの別荘地域において、近年、いわゆる「セカンドハウス」(主たる住宅の他に所有する住宅で、地方税法第349条の3の2「住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例」の適用を受ける住宅)が近年多く建てられ、町村の税収に影響を与えています。
- また、町村の財源不足への対応は、地方交付税の法定率の引上げなどの抜本的な改革によることとし、臨時財政対策債による補てん措置は、廃止する必要があります。
- 資金調達能力が弱い町村にとっては、長期・低利の公的資金を安定的に確保されることとともに、地方債の一層の充実が望まれます。

【具体的要望内容】

1 町村税源の充実強化

- (1) 基幹税目を中心とした税源移譲による租税総額に占める地方税割合の増加
- (2) 法人実効税率については、外形標準課税の拡充や課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で地方税財源を確保し、引下げの影響を地方に与えることのないよう必要な措置
- (3) 固定資産税の安定確保への配慮
- (4) 地方税法施行規則第7条の2の16の規定中「毎月1日以上の居住」を「毎週1日以上の居住」等に要件強化
- (5) ゴルフ場利用税はゴルフ場所在町村において環境保全などの地域振興における貴重な財源となっていることから、現行制度の堅持
- (6) 自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税の導入にあたっては、町村に減収が生ずることがないよう必要な措置

(7) 地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による税収については、使途を森林吸収源対策に拡大するとともに、一定割合を森林面積に応じて譲与する制度の創設

2 地方交付税制度の充実・堅持

- (1) 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方共有税」への組み替え及び地方交付税所要額の確保
- (2) 地方交付税は地方の固有財源であり、本来地方が自主的に決定すべき事項に関し、国の政策目的を強制するための手段として用いることの禁止
- (3) 地方交付税の持つ財源保障機能及び財源調整機能の堅持並びに地方財政計画における歳出特別枠の維持
- (4) 地方交付税の算定においては、町村の人口構成や地理的・社会的条件等の違いを勘案して、特に条件不利地域における行政サービスの需要の的確な反映
- (5) 町村の公債費負担の状況に鑑み、対象事業の実情を考慮し、元利償還金に対する算入率の引上げ及び対象事業の拡大
- (6) 三位一体改革で大幅に削減された地方交付税の全額復元
- (7) 臨時財政対策債を撤廃し、地方交付税の法定率の引上げ

3 地方債の充実改善

- (1) 地方債資金の所要総額の確保
- (2) 地方債の元利償還金については、町村の財政運営に支障が生ずることがないよう必要な措置
- (3) 公共施設等の除去における地方債への充当率を現状の75%から100%への引き上げ及び交付税参入率50%の確立

4 交付金及び補助金の充実

番号法における番号カードの発行等に係る費用（人件費含む。）に対する交付金又は補助金の創設若しくは増額

3 地方創生の推進及び人口減少社会対策について

【提案・要望の要旨】

地方創生及び人口減少社会対策を町村の実情を最大限考慮して進めること

【現状と課題】

- 日本の人口は、平成20年をピークに減少に転じ、今後加速度的に人口減少が進み、2060年には、9千万人を割ることが推測されています。このような中、まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に施行され、東京圏の人口集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、町村において人々が将来に渡り、夢や希望を持ち続け、その地で安心して暮らすことを可能とする基盤づくりは、今、まさに待ったなしの状況となっています。そのため町村が果たすべき役割は、その地域の将来を見据えた総合的な戦略を立て、経営していくことに他なりません。
- まち・ひと・しごと創生法における「まち・ひと・しごと」の中で最も重要で、難しい課題が「しごと」の創生だと考えられます。地方でのしごとの少なさが東京圏への人口の流出の要因の一つとしてあげられ、地方で育った若年層がしごとを求め東京圏へ流出し、その結果、地方の高齢化に大きな影響を与えています。一度流出した若年層を再び地方へ戻すことは容易ではありません。その流出に歯止めをかけるためには、町村におけるしごとの創出が急務ではありますが、財政規模の小さい町村が単独で東京圏と同様の条件でのしごとの創出は、大変厳しい状況となっています。
- 次に「ひと」の創生ですが、地方から東京圏への人口流出のもう一つの要因である就学時における流出は、町村において中学校卒業までの支援策は、充実したものとなっていますが、高校入学から大学卒業までの間の支援策は、十分なものとは言えず、県境地域の町村では、県外の高校へ進学するため、その際の入学条件となる住居要件により、子どものみならず親も転居することとなり、人口流出に拍車をかけています。
- また、町村人口の増加を促す施策として、短期的には、結婚・出産・子育てを支援する施策を展開することが必要です。特に出産については、産科医不足が発生しており、地域ではなく遠くの病院でないと出産ができない状況にあります。中長期的には、若年層が町村に住み続けるための生活環境（まち・しごと）を整備しなければなりません。一方、東京圏から地方への移住を促進するためには、しごとの創生に併せ住居の創生が必須であり、その手段として空き家の提供や住宅建設用地の確保があげられます。空き家においては、移住希望者が即入居できる状態を維持する必要があり、そのための経

費負担が問題となっています。また、住宅建設用地においては、中山間地域の町村の平地は限られ、その平地の多くは農地であることから農振法の農用地区域の設定がされ、その除外には多くの課題があり、住宅建設用地の確保に苦慮しています。

- 最後に、「まち」の創生ですが、「しごと」と「ひと」の創生を図ることにより、自ずと地方に持続可能な「まち」が創生されると考えます。したがって、「しごと」と「ひと」の創生のための施策に対し、柔軟性に富み、かつ地方に財源不足を生じさせない新型交付金により重点的、かつ継続的に推進することが求められています。

【具体的な提案・要望内容】

1 「しごと」の創生

- (1) 企業の内部管理部門等の地方移転の推進強化と税制優遇措置の拡充
- (2) 国機関の地方移転可能機関の拡大
- (3) 地域雇用が見込める林業・木材産業の構築とその支援（PR等）

2 「ひと」の創生

- (1) 産科医や医師不足地域への医師確保対策の強化及び緊急臨時的な医師の派遣支援体制の構築
- (2) 総合診療専門医の育成推進
- (3) 乳幼児医療費助成制度の対象年齢の引き上げ
- (4) 越県高校入学に伴う転居に関する隣接都県協定の締結
- (5) 空き家等の利活用対策に対する財政支援
- (6) 農振除外における柔軟な運用と義務付け等の廃止

3 「まち」の創生

新型交付金は、その全額を国負担とするとともに、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の額を上回る総額の確保

4 防災・災害対策の強化について

【提案・要望の要旨】

東海地震等の大規模地震や連動地震の発生が想定されるなか、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に、早急に防災対策を見直す必要がある。また、想定以上のゲリラ豪雨や大雪などの大規模地震以外の風水害及び富士山噴火に対し、安心・安全なまちづくりの実現を図るため、防災・災害対策について一層の充実を図ること

【現状と課題】

- 大規模地震や連動地震の発生が想定されるなか、災害に強いまちづくり、住民の安心・安全対策を早急に講ずる必要性に迫られています。また、平成26年2月の記録的な大雪では、除雪作業が追い付かず、道路網が寸断され、物流が途絶えたことにより食料品をはじめとする生活物資が不足する事態となりました。
- このような状況に対処するため、県においては、行政区域にとらわれず、それぞれの自治体がどのような物資を備蓄しているかを把握する「防災備蓄ネットワーク（仮）」を構築し、自治体が瞬時に当該ネットワークに照会することにより、不足物資を相互に補うような体制づくりも有効かと思います。
- 町村においては、災害から町民の生命、財産を守り、社会生活及び地域経済の安定を図るべく、公共施設の耐震化工事や避難所等における発電機、浄水器その他の防災資機材や消防車両の整備を計画的に実施し、地域防災対策の強化に取り組んでいるところがありますが、まだまだ整備が足りない状況です。
- よって大規模災害に即応できる防災・災害対策及び消防・救急体制の充実を図るため、使途を極度に限定しない柔軟な財政支援措置等の拡充・強化が求められます。
- なお、住民の生命財産を守る事業にもかかわらず、国庫補助金の採択が見送られる事案が見受けられますが、原則的には最優先に採択されるものと考えられます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 緊急防災・減災事業債制度の恒久化
- 2 地震災害だけではなく、噴火、風水害、雪害等を含めた大規模災害時における緊急物資の受入れ体制及び迅速な搬送体制の強化並びに「防災備蓄ネットワーク（仮）」の構築
- 3 避難所等における発電機、浄水器その他の防災資機材及び消防団における

消防車両購入補助制度の創設

- 4 使途を極度に限定しない柔軟な財政支援措置の拡充・強化
- 5 国庫補助金における最優先採択

5 情報通信基盤整備による地域間情報格差の解消について

【提案・要望の要旨】

いつでも、どこでも、誰でも ICT の恩恵を実感できる社会の実現に向け、情報通信基盤整備を促進し、地域間の情報格差(デジタル・ディバイド)を解消すること

【現状と課題】

- ブロードバンド・ゼロ地域については、総務省の施策により平成22年度までに解消され、超高速ブロードバンドについても、自治体や民間事業者の積極的な取り組みにより、平成26年度末には国の整備目標を大きく上回る99.9%の世帯カバー率となるなど、着実に整備が進んでいます。
- しかし、条件不利地域の中には、採算性等の理由から、民間事業者による光ファイバ網が整備されていない地域が一部残されており、自治体による整備にも限界があることから、支援策の拡充が求められています。
- 町村が整備した光ファイバ等の情報通信基盤については、電柱移設等に伴う光ファイバ等の架け替えや、老朽化による設備等の更新など、整備後の設備の維持管理については大きな財政負担が生じています。
- 特に前者については、道路拡幅・歩道の敷設・電柱の老朽化・地権者による要請など様々な要因による電柱移設が頻繁にあり、一部のケースを除いて町村が光ファイバ等の架け替え工事費用を全額負担しているため、財政を圧迫しているのが現状です。

【具体的提案・要望内容】

- 1 超高速インターネット網の整備促進と整備後の安定的な運用の確保
 - (1) 民間CATVその他情報通信事業者の光ファイバ網の整備に対し、町村が支援する場合の財政措置の拡充
 - (2) 町村が整備した超高速ブロードバンド基盤について、維持管理及び更新(大規模な敷設替等)に対する新たな支援措置

6 国民健康保険の安定運営の確保について

【提案・要望の要旨】

増え続ける医療費等の財源確保のため、財政基盤を強化すること。また、制度の広域化に向けて地域の実情を反映すること

【現状と課題】

○ 国民健康保険が抱える慢性的な資金不足を解消するために、町村では特定健診、特定保健指導及びがん検診推進事業等の受診率向上や、疾病の早期発見・早期治療の努力を続けるとともに、医療費の適正な支出に心がけ国民健康保険事業運営の円滑化を図っております。

しかし、国民健康保険財政は、失業による国保加入者の増加などにより、保険税収入が見込めないケースが増えています。

また、医療技術の進歩や高齢者の占める割合が増えていることから、受診者が伸びていること等による医療費の増加が避けられないため、困難な運営が続いているいます。

国では、財政基盤強化策を継続実施しておりますが、町村の財政状況は依然として厳しい状況にあります。

町村の財政状況を改善し、その基盤をさらに強化するため、国庫負担による財政支援措置の拡充が求められています。

○ 現在、過疎地域として指定され、直営診療施設がある町村に対して交付される国民健康保険の調整交付金の額は、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」により、当該施設の収支赤字額と算定基準額のいずれか少ない方の額の3分の2以内とされています。

平成27年3月31日に本省令が改正され、算定基準額が引き上げられましたが、収支赤字額との差額は依然として大きいことが予想されます。

さらに、より効率的な医療サービスを提供するため、従来の診療施設の統合を検討する町村もありますが、対象施設が減ることにより特別調整交付金に大幅な減額が生じるため、事業の運営に深刻な影響を及ぼします。

また、国民健康保険へき地医療確保対策事業費補助金については、特別調整交付金算定省令の交付基準により補助基準額が決定されるため、同様に大幅な減額が生じることとなります。

そのため、特別調整交付金の算定基準が、小規模自治体の状況を鑑みた内容となる事が求められています。

○ こうした中、平成27年5月に医療保険改革法が成立したことにより、平成30年度に運営が市町村から都道府県へ移管されることが決定しました。

移管後の保険料率は標準的な算定方法により、県が市町村ごとの標準保険料率を算定・公表し、市町村は、県の示す標準保険料率を参考に市町村の事情に応じ、個々に保険料率を決定するとされています。市町村によって医療体制や所得水準等も異なることから負担と給付の均衡を図りつつ、過度な負担がかからないよう調整されることが望されます。

今後は標準保険料率の決定のほか、平成30年度の広域化にむけ制度を町村の実態を踏まえたものとしていくため、今までの保険者としての実践もある町村の意見を取り入れ地域の実情に合わせた制度としていく必要があります。

【具体的提案・要望内容】

- 1 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど
国保財政基盤の拡充・強化
- 2 国民健康保険の特別調整交付金の交付額の算定基準の改善
 - (1) 省令に規定する、過疎地域として指定された地域における町村の直営診療施設に対する算定基準を見直し、交付額を地域の実情に沿った額に拡充
 - (2) 診療施設を統合した自治体に対しては、統合後の診療所単位ではなく、統合前の施設ごとに交付するなどの緩和措置の創設
- 3 国民健康保険制度の広域化に向けて地域の実情の反映

7 生活保護申請期間における不当利得の返還金支払対応について

【提案・要望の要旨】

生活保護申請から決定までの期間における不当利得の返還金について柔軟な支払対応を図ること

【現状と課題】

- 生活保護の被保護者が医療機関を受診する場合は医療券を持参しますが、生活保護の申請者が決定日前に医療保険を使用し受診した場合は、医療機関から保険者に医療費が請求されますが、生活保護が決定された場合には、申請日に遡って医療扶助が支払われるため、保険者は、医療機関に返戻を依頼しなければなりません。

ついては、生活保護は申請から決定までにある程度の日数を要することから、申請から決定までに使用した医療保険については、生活保護法による医療扶助として町村国保に支弁できるような制度の運用が求められます。

【具体的提案・要望内容】

生活保護の申請から決定までに使用した医療保険について、県が医療扶助で町村国保に支弁できる運用等の実施

8 地域医療の充実について

【提案・要望の要旨】

地域の医療水準を確保するため、医療を充実させること

【現状と課題】

- 医師不足は、医師臨床研修制度等の影響により深刻化しています。特に専門分野の医療が進んできたことは、都市部に医師が集中する現象を作り、地方の医師不足に拍車をかけています。

地方においては、高齢化に伴い、慢性疾患で治療を必要とする患者が年々増え、開業医自身の高齢化で閉院する診療所もあり、年々医師確保が大きな問題となっています。

また、産婦人科不足も課題となっており、平成27年4月から、岐阜医療センター市川三郷病院では「産科セミオープンシステム」を導入し、山梨大学医学部附属病院で出産予定の一部については妊婦健診が可能となりましたが、分娩可能な医療機関は大幅に減少し、現状では大半が甲府地域に集中するなど、30分以内の移動で出産できる医療体制づくりも必要となっています。さらに、発達障害の疑いのある幼児が増えているため、産科医療のみでなく小児神経科等の専門医も確保していく必要があります。

過疎地域では特に問題が深刻化し、地方病院等の協力により派遣していたいている非常勤医師が、派遣元の病院自体の医師不足により、削減の予定となり、診療所の診療時間や診療日数の削減を検討せざるを得ず、医師が1名しかいない診療所においては、その医師が病気、怪我等の場合には、休診することになってしまいます。このような状況から過疎地域では専門医を配置する医療体制を構築することは難しく、総合診療専門医が必要となっています。

地方創生を推進していくうえで、産科医の確保を始めとした医療体制の整備は、人口流出に歯止めをかけ人口の自然増といった「ひと」の創生の基盤となるものです。

しかし、地方において医師を確保し、医療提供体制を充実させることは、もはや県や町村だけの努力では限界があり、実効性のある対策を早急に講じることが必要あります。

【具体的提案・要望内容】

- 1 臨床研修終了後、一定期間医師不足地域等へ勤務することを義務付けるなど、具体的な制度の創設
- 2 産科医や医師不足地域への医師確保対策の強化及び緊急臨時的な医師の派遣支援体制の構築
- 3 総合診療専門医の育成推進

9 がん検診及び定期予防接種に対する財政支援について

【提案・要望の要旨】

全てのがん検診及び定期予防接種に係る事業費について、全額国庫負担にて財政支援を図ること

【現状と課題】

- 各町村は、がんの早期発見・早期治療により、住民の命と暮らしを守るとともに医療費抑制に繋げるため、国の政策に呼応し、独自の検診項目を加えながら、各種がん検診に取り組んでいます。

これに対する国の財政支援は、一部の補助事業を残しながら、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がんの検診については、地方交付税措置の対象とされています。

しかしながら、交付税では、がん検診の費用としていくら充てられているか明確ではなく、また、交付税自体も全体が縮減される状況であり、将来的な検診事業費の確保に不安を覚えるところです。

がんは、日本人の死因のトップであることを勘案すれば、明確に国の事業として各種がん検診を位置付け、相応の国庫負担により実施すべきであると考えます。

- また、定期予防接種については、ここ数年、定期予防接種の対象項目が増えていきます。平成25年度には、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンの接種が始まり、平成26年度には、水ぼうそう・高齢者肺炎球菌ワクチンの接種が開始されました。

定期予防接種は、地方交付税措置の対象となっていますが、今後も対象項目の増加が予想されており、がん検診と同様に地方交付税自体の縮減から将来的な事業費確保に不安があります。

- おたふくかぜ、B型肝炎等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に定期予防接種の対象とする必要があります。

また、ロタウイルスワクチンについても定期予防接種の対象とするための検討を早急に行うことが望まれます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 全てのがん検診に係る費用の全額国庫負担
- 2 定期予防接種にかかる費用の全額国庫負担
- 3 おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルスワクチンの定期予防接種化

10 乳幼児医療費助成事業費補助金の拡充について

【提案・要望の要旨】

県による乳幼児医療費助成事業補助制度の充実及び国による制度を創設すること

【現状と課題】

- 現在山梨県では、市町村で行う乳幼児医療費助成事業について、山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付しています。

県の補助金交付要綱における補助対象者は「通院は5歳未満児、入院は未就学児」となっていますが、独自で県の基準に上乗せして助成する市町村が増加しており、居住する地域によって助成内容が異なることで、地域間に格差が生じております。

少子化が著しい今日、子どもに対する医療費助成制度は子育て支援の大きな柱のひとつであり、県内のほとんどの市町村でその対象を小学六年生又はそれ以上まで拡大しており、今後、全国的にも更に増加することが予測されます。

このため、子育て支援の観点から、県による補助制度の更なる充実及び国の制度としての実施が強く望まれます。

【具体的提案・要望内容】

制度の実施主体となる市町村との調整を図り、山梨県乳幼児医療費助成事業の補助対象年齢を満12歳までとした助成制度への拡大及び国による制度の創設

1 1 医療費助成制度の窓口無料化に対するペナルティ の廃止について

【提案・要望の要旨】

各種医療費助成制度の窓口無料化を実施した場合に発生するペナルティ（国民健康保険の国庫負担金等の減額措置）を廃止すること

【現状と課題】

- 地方単独事業として医療費助成制度の窓口無料化を実施した場合、無料化実施自治体では病院を受診しやすく、不必要に医療費が増加しているため、未実施自治体に比較し不公平であるとの理由で国庫負担金等の減額がされています。

山梨県では、各種医療費助成制度の窓口無料化を実施しており、ペナルティが課されています。

そもそも本制度の目的は、一定の基準を満たす人の経済的負担の軽減、健康の保持、生活の安定であり、国の政策として、子育て支援、障害者支援を謳うのであれば、全国で公平に無料化を実施すべきです。安易な受診等を減らすためには、正しく受診を行うための基準をつくり、その基準を満たすことができず、改善が見られない自治体に対してペナルティを課すのが公平な姿だと思われますので、医療費助成制度の窓口無料化に対するペナルティの廃止が望まれます。

【具体的提案・要望内容】

医療費助成制度の窓口無料化を実施した場合の国民健康保険の国庫負担金等の減額措置の廃止

1 2 介護保険事業の国庫負担等の拡充について

【提案・要望の要旨】

増え続ける保険給付費に対し、介護保険事業の財政基盤を強化すること

【現状と課題】

- 現在、県内のほとんどの町村で高齢化率は年々上昇し、それに伴い要介護認定者数も増加しております。保険給付費が伸びると一般会計からの繰入金も増加します。合併した市町村のうち、地方交付税に大きく依存する自治体では、地方交付税合併算定替えの段階的縮減及びその後の一本算定により、今以上に厳しい財政運営を迫られることとなります。その状況下で、毎年増え続ける一般会計からの繰入金は、自治体財政を危機的な状況に追い込むと考えられます。
- また、介護保険制度では、計画の見直しごとに第1号被保険者の負担率が引き上げられ、併せて増え続ける保険給付費により、第1号被保険者の保険料も引き上げをせざるを得ず、負担する被保険者にとっては限界を迎えることがあります。制度を持続させるため平成27年度に制度改正が行われましたが、保険給付費の伸びに対し、どの程度抑制効果を発揮するか、その推移を見守る必要があります。

さらに、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年も迫り、今後も高齢化率の上昇傾向は続くと推測されており、要介護認定者数の増加と保険給付費の伸びは避けられません。

今般の介護保険制度改革により、公費を投入して低所得者の保険料を軽減する仕組みが実現しましたが、現行の財源の仕組みがこのまま続くと、保険料の上昇と一般会計への圧迫により、介護保険事業の運営に深刻な影響を及ぼすこととなります。このような事態を避けるためには、介護保険事業の財政基盤を強化する必要があり、町村及びそこに暮らす第1号被保険者へのさらなる財政支援が望まれます。

【具体的提案・要望内容】

介護保険の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど介護保険財政基盤の拡充・強化

1 3 農業振興地域制度について

【提案・要望の要旨】

農振計画変更の事務手続きの柔軟な運用と迅速化を進めること

【現状と課題】

- 都道府県においては、「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に基づき農業振興地域整備基本方針を策定するとともに、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として農業振興地域を指定し、この指定に基づき町村は農業振興地域整備計画を策定しています。
- この農業振興地域整備計画（農振計画）において設定した農用地区域は、優良農地の確保と有効利用の促進を図り、地域農業の振興に大きな役割を果たしております。
- しかし、近年、農村では、高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加するなど、活力が低下している状況となっております。
- このような中、人口減少対策として進める移住・定住促進では、移住者の住宅建設用地の確保が必要であるとともに、企業誘致についても、立地できる用地の確保を必要としていますが、農地の総量確保の観点から農振除外が容易にできない強い縛りが存在しています。
- また、農振計画の変更については、県との事前協議など多くの時間を要する場合もあり、移住希望者や進出希望企業の意向に即応できないことは人口増加にもつながらず、町村における各施策にも大きな影響を与えています。
- このため、農振計画変更の事務手続きの柔軟な運用と迅速化が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 農振計画変更の事務手続きの迅速化
- 2 農振計画変更に係る県との協議・同意の廃止

14 森林の保全対策について

【提案・要望の趣旨】

森林の多面的機能を維持していくために必要な森林環境の保全、水源のかん養等に必要な対策を講ずること

【現状と課題】

- 森林を有する町村では、多くの公益的機能を持つ森林の保全という重大な責務を負っています。しかし、間伐の遅れによる森林の荒廃、地域の過疎化・高齢化による林業従事者の減少等といった理由からその責務を全うすることが困難になってきています。このような状況を解決するため、町村では地域の実情に即した様々な取組みが必要となりますが、財政規模の小さな町村では限界があります。
- このため、県では平成24年度から導入された森林環境税を原資とする補助事業を創設しました。しかし、事業要件として、受益地は20年間皆伐できない等の制約があり、使い勝手のよい補助事業とは言えません。
- このような状況下で、特に、里山の荒廃林は野生獣の住処になっており、農林業に大きな被害を及ぼしています。
- また、荒廃した里山の竹林は、地下茎が弱ることから土砂災害につながり、住環境への悪影響も懸念されます。
- さらに、中山間地域の集落では、裏山を背負った人家が多く、森林の未整備による土砂崩落や大雪による倒木や雪崩の危険にさらされております。
- このことから、地域ごとの状況に合わせた森林の整備が不可欠であり、水源地域の自治体では、森林の荒廃、地域の過疎化及び高齢化等の課題がある中で、森林を保全していくため、森林の整備や後継者対策などの施策を独自に推進しているところであります。しかし、財政的な限界があることから全てを賄うことは非常に厳しい状況であり、国及び県での十分な財政措置が必要となります。
- また、松くい虫被害が近年の温暖化などの気象状況の変化により、本来到達しないと言われている標高900メートル地域まで見られるようになってきています。一方で、地域によっては、山裾にも家屋が多く点在すること、急傾斜の山が多いことなどから、コストに比較して防除事業が進まないなどの問題があり、薬剤散布や破碎処理駆除が実質的に厳しい現状です。駆除方法も制限された防除事業には限界があり、被害範囲は年々拡大しています。
- さらに、林道や登山道は、県有林や国立公園となっている地域が少なくありません。これらの道の整備などについては、自然公園法など多くの規制が

あることから、関係法令の調整が必要であり、町村が独自に道を整備することは、非常に厳しい現状となっており、国及び県による支援が望まれます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 適正な森林整備・管理への支援制度の拡充及び柔軟な制度運用
 - (1) 県森林環境税を活用した補助制度の要件緩和
 - (2) 住環境を守るための地域の実情に即した森林整備への支援
- 2 全国森林環境税・水源税などの国民的負担制度の創設
- 3 地球温暖化対策のための税の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築
- 4 森林病害虫の拡散・増加の防止及び予防対策の強化並びに広域的、重点的な松くい虫等被害対策事業の継続と柔軟な予算対応
- 5 林道・登山道の整備等に係る法規制の手続きを円滑に進めるための支援
- 6 雪害対策等を含めた森林整備への支援

15 林業・木材産業の振興及び特用林産物の生産振興について

【提案・要望の趣旨】

林業振興、特用林産物の生産振興及び地域経済の活性化に必要な対策を講ずること

【現状と課題】

- 山梨県は、県土の約8割を森林が占める全国有数の森林県です。森林は、林産物の供給はもとより、山地災害の防止、水資源のかん養、生活環境の保全などの機能も有していることから、適正な整備・保全による機能維持・向上の重要性が年々高まっています。
- しかし、依然として林業・木材産業を取り巻く状況は厳しく、人口の減少と高齢化が進みつつあり、山村地域の存続が困難となることが懸念され、森林が有する公益的機能の低下への影響が危惧されています。
- こうした状況を踏まえ、国は、「森林・林業再生プラン」(2009年)において、2020年までに木材自給率50%以上の目標を掲げて、国産材が伐採現場から加工・流通・消費までの全経路にわたって効率かつ安定的に供給され、消費者の信頼を得ることができるような林業・木材産業の基盤強化が求められています。
- また、「新成長戦略」においても「森林・林業」を成長分野として位置づけています。更に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月1日に施行されました。本県では、この法律に基づき、平成23年3月15日に「山梨県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定して、県内の公共建築物の木造化・木質化を図るとともに、公共土木工事等において木材の利用を積極的に進めていくこととしています。
- しかしながら、継続的な林業・木材産業の確立を実現するためには、効率的な木材生産体制の確立・流通加工体制の構築など多く課題が山積しており、また、県産材の利用促進に関して県からの情報発信が不足しているのが現状です。
- このような中、林業・木材産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、県産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進していくことが求められます。
- 一方で、県南部地域では、災害から住環境を守るため竹を植栽し、その副

産物として筍を地域の特産物として生産し、地域活性化及び地域経済の一役を担ってきました。

- しかし、地域住民の高齢化により、竹林の手入れができなくなるにつれて竹林も荒廃が進んでおり、筍の生産減少はもとより、里山等竹林以外への竹の侵入が課題となっているなど、早急な対応が求められています。
- 地域産業である林業・木材産業の復活や特用林産物の生産振興に努め、地域の雇用創出ひいては地域経済の活性化につなげていかなければなりません。
- 地域の活性化と地域経済の向上を目指した事業展開と財政支援が必要あります。

【具体的提案・要望内容】

- 1 県産材の利用促進における補助制度の拡充と適用範囲の緩和
- 2 県産材の効果的な利用方法に関する情報提供
- 3 地域雇用が見込める林業・木材産業の構築とその支援措置
- 4 特用林産物の生産振興に対する支援措置
 - (1) 特用林産物生産現場への支援
 - (2) 特用林産物の消費拡大

16 野生鳥獣被害対策の継続強化について

【提案・要望の要旨】

町村が行う被害防止計画に基づく野生鳥獣被害対策事業の円滑な実施と必要な財政措置を講ずること。また、町村域を越えた広域的な個体数減少の実現に向け連携を強化すること

【現状と課題】

- 野生鳥獣による被害は、生産物の損失のみならず、営農意欲の減退低下をもたらすなど、農山村の生活に深刻な影響を与えており、地域全体で被害防止に取り組むための体制を早急に整備することが重要です。
- このことから、今後も鳥獣被害の増加や生息域の拡大が見られ、各地域における連携した被害対策を強化する必要があります。被害の軽減を図るためにには、短期集中的な対策だけでなく、継続的、計画的な対策が必要です。また、森林においても、シカの食害等による被害が急増しており、民間企業等を活用し早急な個体数の減少が求められています。
- 被害防止計画に基づく鳥獣害対策として、侵入防止柵の整備などを実施し、その費用に対して、国や県の補助と併せ町村独自の補助制度も創設して対応しておりますが、年々財政負担が増大している状況にあるため、引き続き十分な予算の確保による財政支援が求められます。
- 平成24年3月に鳥獣被害防止特別措置法が改正され、鳥獣被害防止の取組みに対する支援及び地域における担い手確保とともに、個体数調整の実行性を一層高める観点から、鳥獣被害対策実施隊を設置してその隊員を中心となって行う活動や実施隊の体制強化のための取組みに対し重点支援が行われることとなりました。
- 平成27年4月末時点において、全国で980以上の実施隊が設置され鳥獣被害対策に取組んでいますが、本県で実施隊を設置しているのは18市町村となっています。実施隊の設置による優遇措置や重点支援を受けながら、地域ぐるみで鳥獣被害防止に取組んでいくためにも、実施隊設置及び設置後の安定的な運営のための特別な支援が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 野生鳥獣の個体数減少へ民間企業も活用した取組強化
- 2 鳥獣被害防止総合対策交付金事業等のハード・ソフト両面に対する予算の継続的な確保と制度の拡充
- 3 町村における「鳥獣被害対策実施隊」設置促進への支援強化

17 道路網の整備促進について

【提案・要望の要旨】

高速自動車国道、地域高規格道路及び国道・県道・市町村道の整備について、利便性及び防災交通機能を考慮し確実に推進すること

【現状と課題】

- 周囲を険しい山々に囲まれた本県において、道路は日常生活や社会経済活動を支える最も基本的な社会基盤として極めて重要な役割を果たしております。しかしながら、他県と比較して道路整備が進んでいるとは言えない状況にあるため、地域の振興や活性化並びに利用者の利便性や防災交通機能を考慮して、幹線道路から町村道の生活関連道路に至るまで、体系的な整備が求められています。
- 現在整備が進められている高速自動車国道は、我が国の産業経済の発展に必要な社会資本であり、国の骨幹的な施設として整備を進める必要があります。高速自動車国道及び地域高規格道路等は、一極集中型の都市構造を改善し、地域の個性ある発展を促すとともに、地域間の連携、交流を促進するものとして早急な整備が求められています。
- 中部横断自動車道増穂 IC 以南については、国土交通大臣から平成 29 年度の供用予定と明確に示されましたが、北杜市から長野県佐久穂町までの区間については、未だ基本計画区間であり、整備計画区間への早期の格上げが求められています。
- 中央自動車道上野原 IC 以東においては、慢性的な渋滞が発生し、特に小仏トンネル付近を先頭にした渋滞により、経済的、時間的損失が発生しています。このことから、平成 27 年 8 月に国土交通大臣から中日本高速道路株式会社に「上り線」に対して渋滞対策の事業許可がなされました。完成までに 10 年程度かかることも想定されることから早期完成が求められます。また、「下り線」の渋滞についても物流・観光などの多方面から渋滞対策の検討が望まれています。
- 富士北麓地域は、世界に誇る富士山や富士五湖をはじめとする国際観光地として、毎年、国内外から多くの観光客を受け入れており、その周辺観光地への回遊性の向上を図ること及び富士山噴火や東海地震などの大規模災害が懸念される中、災害時における沿線地域からの避難、救援ルートとしてスマートインターチェンジの整備が求められています。
- これら高速道路の効果を最大限に活用するための地域高規格道路として、本県では「新山梨環状道路」を計画し、整備を進めています。
- また、南関東地方との連携、交流を促進するため、現在、整備中である第

二東海自動車道への連結強化が必要であり、国道138号(須走道路及び御殿場バイパス(西区間))の早期整備が求められています。

- 道路整備における「事業の必要性」・「費用対効果」の判断にあたっては、災害の未然防止、救急医療アクセス、災害時の代替ルート確保等地域の実情も反映されることが望まれます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 中部横断自動車道の早期実現
 - (1) 事業中区間(新清水JCT～増穂IC)の平成29年度までの早期完成
 - (2) 基本計画区間(北杜市～佐久穂町)の整備計画区間への早期格上げ
 - (3) 沿線地域振興計画との協調連携(地域活性化に資するIC・SA・PA・道の駅の設置)
- 2 中央自動車道の整備及び利用の促進
 - (1) 上野原IC以東の「上り線」渋滞対策事業の早期完成及び「下り線」の渋滞対策の検討
 - (2) (仮称)富士吉田北スマートIC、笛吹八代スマートIC、(仮称)談合坂スマートIC及び(仮称)甲府中央スマートICの整備促進
- 3 東富士五湖道路富士吉田IC～山中湖IC間への(仮称)富士吉田南スマートICの新規事業化
- 4 地域高規格道路等の整備促進
 - (1) 新山梨環状道路の北部区間の全線の事業化と早期事業着手及び東部区間の整備促進
 - (2) 甲府富士北麓連絡道路の計画路線への早期格上げ
 - (3) 国道138号の須走道路及び御殿場バイパス(西区間)の整備促進
- 5 広域的な主要道路網の整備促進
- 6 国道・県道の整備促進及び町村道の均衡ある道路網の整備推進

18 治山治水事業の推進強化について

【提案・要望の要旨】

地域住民の生命財産や生活基盤を守り、安心して暮らせる町づくり村づくりのため、治山治水事業を推進強化すること。また、真に必要な公共事業として、各種災害に対する防災、減災対策を実施すること

【現状と課題】

- 本県は、地形が急峻かつ地質的に脆弱で、その大部分が地震防災対策強化地域等に指定されることから、東海地震や南海トラフ地震をはじめ、大規模災害時のライフライン確保及び危機管理対策等、各種防災対策の総合的取組みが強く求められており、町村としても特別な財政負担を余儀なくされています。
- 近年頻発する地震や豪雨豪雪などにより、県内町村においても治山事業の必要箇所が増大しています。町村財政は厳しい状況にありますが、住民の生活の安全を確保するため、補助対象とならない小規模な事業個所では単独事業で整備に取り組んでいます。大規模災害を未然に防止し、地域住民の生活基盤を守るため、国・県の積極的な整備及び町村への特別な財政支援が求められます。そのため、以前に活用効果の高かった県単独補助事業の復活の早期実現が強く望まれます。
また、土砂崩れや地すべり等対策工の流水処理についても一体的かつ総合的に実施することで、防災効果をより高めることができるため、県においても、組織内の連携を密にするとともに、流水処理においても責任ある対応が求められます。
- 台風や洪水の被害を未然に防止し、住民の安全・安心を確保するための護岸や排水施設などの河川管理施設の改修等に加え、堰堤など防災基盤整備を進めるほか、流出土砂の堆積等による河床の上昇が見られる箇所については、早急な浚渫工事の実施が求められます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の総合的かつ強力な推進
 - (1) 治山事業の推進強化
 - ① 県単独補助事業（小規模治山事業補助金）の早期復活
 - ② 県単独事業を含めた治山事業の推進強化
 - ③ 地すべり、土砂崩れ等対策工流水処理の実施
 - (2) 砂防堰堤及び土砂災害防止対策等、砂防事業の強化

(3) 法面保護及び落石防止等、急傾斜地崩壊対策事業の強化

2 河川事業の推進強化

- (1) 河川重要水防区域及び護岸未整備箇所の整備推進
- (2) 河川の浚渫、堤防の除草、自生雑木の除去等、定期的かつ継続的な河川維持管理の強化

19 上水道・下水道事業の安定的な経営確保について

【提案・要望の要旨】

上水道・下水道事業における施設等の維持補修・整備、更新に対する財政支援及び償還に関する地方交付税措置等の財政支援の充実を図ること

【現状と課題】

- 上下水道事業は、昭和30年代以降の高度経済成長期を起点に人口の増加、給水・整備区域の拡張によって年々増加する水需要に対応するため、水道施設の整備を進めてきました。
- こうした中、上水道・簡易水道事業については、安全で安定した水道水の供給を確保するため、水道施設の整備拡充、維持管理体制の効率化等に鋭意努力してきたところであります。
- 一方、安全で良質な水道水の供給、自然災害時の給水確保等、水道に対する住民のニーズは、従前にも増して多様化してきており、町村としては、こうした住民の要望に応え、質、量の両面にわたる給水サービスの向上を図り、信頼される強靭で持続可能な水道を構築していくために、施設の計画的な更新及び市町村の行政区域を越えた広域化の推進等に取り組まなくてはなりません。
- これら様々なニーズや課題への対応を踏まえた施設の更新・再構築は、莫大な事業費を要する一方で、直接料金収入の増加につながらないため、その資金を各町村が独自で負担することは、水道事業経営に及ぼす影響も大きく、国並びに県における柔軟な財政支援なくしては不可能であります。
- 簡易水道事業は、平成28年度までに上水道事業へ統合することが國の方針として示されていますが、簡易水道事業の多くは、中山間地に位置し人口減少が著しく立地条件に恵まれていない地域が多く、脆弱な財政基盤や技術職員の不足など、極めて厳しい状況にあります。
- また、現在示されている見直し方針では、簡水統合後は統合前に発行した起債償還に係る交付税措置のうち給水人口割が廃止されることになっているため、これを統合後も、簡易水道事業分について給水人口割の交付税措置を継続していくことが求められます。
- さらに、下水道事業では、公衆衛生の向上、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に大きく寄与してきました。さらに安全・安心な社会の実現に欠くことのできない基礎的な社会基盤であるため、県内町村においても計画的な事業執行に取り組んでいるところであります。
- しかし、下水道事業の実施には一定の建設費用と期間を要するため、事業主体である町村が国庫補助制度や下水道事業債を活用し事業を実施しており

ますが、脆弱な財政基盤と起債償還の負担は大きく、全国平均普及率と比べ、整備が進んでいない状況です。

また、東日本大震災後より、下水道施設の耐震化及び老朽化施設の更新の重要性が再認識され、未普及地域の早急な整備と既存施設の耐震化、長寿命化への対応が必要となり、今後更なる事業費の増加に伴う起債又は一般会計からの繰入金の増加が見込まれ、町村財政への負担が懸念されます。

- 将来における料金の安定化、下水道事業の促進及び町村財政への負担軽減を図るためにも、下水道事業補助対象事業における補助率の引き上げや普及率の低い町村への重点的な配分など、下水道事業についても町村の要望に柔軟かつ適切な財政措置が取られるよう求められます。
- また、流域下水道事業は県と関連市町村が協力して事業を進めており、広域的に汚水処理を行うことで、施設の維持費、維持管理費が軽減されております。維持管理費については、本来、使用料収入で賄うものであり、町村においては使用料収入を増加させるため、接続促進に努めているところではありますが、現状一般会計からの繰入れで補っており、更なる維持管理費の縮減が必要となります。
- この山梨県公共下水道普及促進費補助金については、平成3年度から施行され、下水道普及率を上げるために市町村への財政支援として行われてきました。このことから、下水道の整備推進により普及率は上昇してきてはいるものの、平成26年度末の普及率では全国平均が77.6%に対し、山梨県では64.4%と下回っている現状のなかで、まだまだ普及率を上げなければならぬ状況下においては、市町村の下水道財政は非常に厳しい状況であります。

こうした中、補助金の交付要件である生活排水クリーン処理率82%は、平成15年に公表された山梨県生活排水処理整備構想の中で、平成20年度の構想の見直しにより平成25年度までの構想目標として、クリーン処理率の整備目標値に定義されたものと思われます

平成26年に策定された山梨県生活排水処理施設整備構想の新たな生活排水クリーン処理率の目標は、平成35年度まで87.4%とするものです。このようなことから、下水道普及促進費補助金の対象要件処理率を87.4%に上げる見直しを要望します。

- 水洗化に対して、町村では単独補助事業より促進に努めているところでありますが、さらなる水洗化率向上のため県からの財政支援を要望します。

【具体的提案・要望内容】

1 上水道事業に対する要望

- (1) 水道施設整備費補助事業に対する補助率の引き上げと必要な予算額の確保

(1) 水道基幹施設（取水施設、貯水施設及び配水施設等）の更新事業に対する国庫補助制度の拡充

(3) 水道施設等耐震化事業の採択基準の緩和と補助率の引き上げ

(4) 統合後の簡易水道事業における起債償還に係る交付税措置の継続

2 下水道事業に対する要望

(1) 事業に対する財政措置の拡充と必要な予算額の確保

(2) 基幹施設の更新事業に対する国庫補助制度を創設

(3) 施設耐震化及び長寿命化事業の対象範囲の拡大と要件緩和

(4) 流域下水道事業の維持管理に係る市町村負担金の軽減

(5) 山梨県公共下水道普及促進費補助金の要件対象率の見直し
(対象要件処理率を8.2%から8.7.4%に上げる)

(6) 町村水洗化工事補助事業に対する財政支援

20 社会資本整備総合交付金の充実について

【提案・要望の要旨】

社会資本整備総合交付金を活用した各種事業が円滑に推進できるよう、万全な財源措置を講じ、必要な基盤整備を図るための予算額を確保すること

【現状と課題】

- 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のため基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に整備・支援するための制度であり、各地域の要望を踏まえ、地域の政策課題を実現するための各種事業に所要額が配分されています。
- 県内町村においても、地域が抱える課題を抽出した上で、社会資本総合整備計画を策定し、道路、下水道、区画整理等の基幹的事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業に対し交付金を最大限活用し、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めています。
- また、平成24年度から、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災、減災対策の取組みを支援するために「防災・安全交付金」が創設され、老朽化した道路、橋梁等の長寿命化や公共施設の耐震化等による安全性の向上、市街地の防災性の向上等の地域が抱える課題へ計画的に取組でいます。
- しかしながら、依然として国の当初内示額が町村の要望額を大幅に下回るなど、事業を推進する上で必要な交付金が十分に確保されていない状況にあります。社会資本整備が遅れている地域や財政力の弱い地域では、計画期間内に必要な事業の執行ができないなどの支障が生じているため、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を安定的に確保することが求められます。また、交付金の運用に当たっては、使途や目的に関する自由度を高めるとともに、地方にとってより使いやすいものとなるよう制度の弾力的運用が図られることが望まれます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、社会資本整備総合交付金の十分な予算額の確保
- 2 継続事業や年度間の事業費の変動等に配慮し、町村にとって必要な事業の執行に支障が生じないような交付金の配分
- 3 地方の裁量をより柔軟に反映できる、使いやすい制度となるよう、制度の弾力的運用及び事務手続の簡素化に対する一層の配慮

2 1 空き家対策の推進について

【提案・要望の要旨】

町村が行う空き家対策に対する利活用の総合的な施策への助言及び財政支援を行うこと。

【現状と課題】

- 全国における空き家数が増加する背景には、国民の新築住宅志向や国が住宅産業の振興を推進したことで、昭和40年代以降、住宅総数が総世帯数を上回ることによる供給過剰が続いたことが大きな要因の一つとして挙げられます。
- こうした中、山梨県における空き家率の推移をみると、平成20年の20.3%から一貫して上昇を続けており、平成25年では22.0%と全国平均13.5%を大きく上回り全国最下位となっています。
- 空き家の増加は、景観の悪化だけでなく、老朽化若しくは地震や台風等の自然災害により倒壊する危険性があるなど防災の面でも、住民の安全・安心そして快適な生活環境の確保の支障となっています。
- これら諸問題を早期に解決する対策として、平成27年5月に完全施行した「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に規定する空き家等対策計画に基づき、空き家に関するデータベースの整備、空き家相談窓口の設置、空き家の利活用・除却等の空き家対策が挙げられます。
- 特に、県においては、町村が独自に把握している空き家情報を一元化することにより、行政区域にとらわれず効率的に移住者が目的に沿った県内の空き家を検索でき、機会を逃すことなく即時に対応できることから、その構築「山梨県空き家情報ポータルサイト（仮）」は大変有効であると考えます。
- なお、町村においては、人口ビジョンや総合戦略において人口減少対策に積極的に取り組んでいるところです。地域において新しい子育て世代や高齢者世帯など今後移住者として期待される世代に対応した豊かな住環境を創出し、空き家の利活用を整備していく必要があります。
- 空き家の利活用対策としては、移住に適した住み替えや地域コミュニティの拠点となる施設等への転用など、各空き家の状況や地域の実情に応じて取り組むことが重要であります。
- しかしながら、空き家対策事業を展開するうえで既存の空き家再生等推進事業では、空き家の改修費等は滞在体験施設、交流施設等の用に供するために行うものに限定されており、空き家を買い取り又は借り上げ移住者向けの住宅として活用する場合の改修事業は対象外としています。このことから、空き家の利活用を促進するためには、県からの財政支援のほか、県並びに町

村が連携して空き家の改修費用の一部を助成する制度を創設するなどの取り組みも必要と考えます。

- よって、町村の空き家対策の即時性、実効性の観点から県による財政面での十分な措置、助言等必要な援助並びに県内空き家データベースの構築が必要不可欠であります。

【具体的提案・要望内容】

- 1 空き家等の利活用対策に対する財政支援及び県独自の助成制度の創設
- 2 町村が行う空き家等対策に必要な技術的な助言等必要な援助並びに県内空き家データベースの構築

22 教育環境の充実について

【提案・要望の要旨】

義務教育期における教育環境（教職員配置）の確保・充実を図ること

【現状と課題】

- 町村は、山間へき地等小規模校を多く抱え、課税客体も相対的に乏しいことから、義務教育費国庫負担金の一般財源化により懸念される地域格差及び過疎地域の学級編制や学校運営等への対応が課題としてある中で、それぞれの地域に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数学級を推進するなど、教育環境の充実を図っていかなければなりません。
- また、小・中学校の通常の学級において、特別な教育的支援を要する児童・生徒の状況も増加の傾向にあり、これまでに特別支援教育支援員の配置に向け、交付税措置による財政措置の拡充が図られてきましたが、これらの児童・生徒への対応に1校1人の特別支援教育支援員だけでは対応できない状況にあります。特別支援教育支援員を単費負担で配置している町村もありますが、財政状況も厳しく、継続して雇用していくことは難しい状況です。
- 国においては、義務標準法及び地教行法の改正により、平成23年度から小学校第1学年の学級編制の標準が40人から35人に引き下げられ、小学校2年生については平成24年度には義務標準法の改正を行わず、加配措置により35人学級を実現しました。学級編制についても、県教育委員会が定める学級編制を従うべき基準としていたものを、「標準」とするとともに学級編制を行った際に必要とされた県教育委員会への同意の協議を届出制とし、さらに、県教育委員会が教職員定数を定める際には、市町村教育委員会の意見を十分に尊重することを義務づけ、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じた学級編制が行える仕組みに改正されました。
- しかしながら、小規模町村あるいは過疎地域では、依然、複式学級の編制や町村単独教職員の配置をせざるを得ない状況であり、国におけるさらなる学級編制の標準の改善及び教職員定数の改善が行われることが必要です。
- さらに、小規模中学校においては免許外教科担任解消のため非常勤講師が配置されていますが、小規模中学校非常勤講師取扱要綱において7学級の中学校については県教育委員会が指定するとなっており、配置がされなければ、主要3教科へ複数教員を配置することができません。また、勤務時間の目的外使用はできないものとされており、一部を除く研修への参加や教材作成等する際は町村の単費負担となっています。
- また、県内町村の多くは主に財政的理由から指導主事を単独ではなく共同設置しています。よりきめ細かな学校教育に関する専門的事項の指導をする

ため指導主事の派遣又は配置のための財政支援が望れます。

- 県境の町村では高校進学にあたり近隣の県外公立高校への進学を選択する場合があります。その際、入学条件に親を含めた転居要件があるため高校入学と同時に県外へ転居してしまいます。各町村では出生から子育て支援を施していますが高校入学と同時に県外へ転居されてしまうため、人口減少対策という観点から越県高校入学に関し転居なしでの入学許可と自宅通学が可能となるよう各都県との隣接都県協定を結ぶことが望れます。
- また、特別支援学校の入学についても同様の住所要件があるため、県境では県外へ転出してしまうか距離の遠い県内の特別支援学校へ通学するという選択を迫られてしまいます。特別支援学校の入学に関する住所要件についても越県高校入学と同様の協定を隣接都県と結ぶことが望れます。

【具体的提案・要望内容】

- 1 地域に応じたきめ細かな指導ができるよう少人数教育推進に向けたさらなる学級編制の基準の改善及び教職員定数の改善
- 2 複式学級及び免許外教科担当職員の解消のため、複式学級編制の基準及び教職員定数の改善
- 3 通常学級においても特別支援が必要である学級の県費負担教員の配置増員並びに特別支援教育支援員の増員に対する交付税措置の増額等の財政措置の拡充
- 4 事務職員などの配置基準の改善
- 5 小規模中学校における免許外教科担任の解消を図るために配置する非常勤講師の配置基準（7学級の中学校への拡大）の改善及び教材作成等の時間の確保
- 6 指導主事の派遣又は配置に対する財政措置
- 7 越県高校及び特別支援学校入学に伴う転居に関する隣接都県協定の締結